

千葉県警察ちようちん規程

昭和34年7月23日

本部訓令第9号

本部各課、室、官
警察学校
各警察署

[沿革] 平成23年1月本部訓令第2号

千葉県警察ちようちん規程(昭和31年7月1日本部訓令第6号)の全部を次のように改正する。

千葉県警察ちようちん規程

第1条 千葉県警察において用いるちようちん(以下「警察ちようちん」という。)は、この規程の定めるところによる。

第2条 警察ちようちんは、電池式小丸及び高張の2種とする。

第3条 電池式小丸は、各種警備実施その他警察活動上必要な場合に用い、高張は、警備本部の所在を表示するために用いるものとする。

第4条 警察ちようちんの制式は、附図のとおりとする。

「以下附図省略」